

地域指定年度	昭和 48 年度
計画策定年度	昭和 48 年度
計画見直し年度	昭和 54 年度
	平成元年度
	平成 8 年度
	平成 14 年度
	平成 19 年度
	平成 25 年度

東員町農業振興地域整備計画書

令和 7 年 3 月

三重県員弁郡東員町

目 次

第1	地域の振興方向	1
1	農業振興の方向.....	1
	(1) 地域の概要.....	1
	(2) 農業振興の基本構想.....	1
	(3) 農業生産等の目標.....	2
	(4) 農業経営等の目標.....	2
2	農業振興地域整備計画の特色.....	3
	(1) 経過と変更の理由.....	3
	(2) 計画の特色.....	3
第2	農用地利用計画	4
1	土地利用区分の方向.....	4
	(1) 土地利用の方向.....	4
	ア. 土地利用の構想.....	4
	イ. 農用地区域の設定方針.....	5
	(2) 農業上の土地利用の方向.....	6
	ア. 農用地等利用の方針.....	6
	イ. 用途区分の構想.....	7
	ウ. 特別な用途区分の構想.....	7
2	農用地利用計画.....	7
第3	農業生産基盤の整備開発計画	8
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向.....	8
2	農業生産基盤整備開発計画.....	8
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	9
4	他事業との関連.....	9
第4	農用地等の保全計画	10
1	農用地等の保全の方向.....	10
2	農用地等保全整備計画.....	10
3	農用地等の保全のための活動.....	11
4	森林の整備その他林業の振興との関連.....	11
第5	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 ...	12
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	12
	(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標.....	12
	(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向.....	13
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連.....	14

第6	農業近代化施設の整備計画	15
1	農業近代化施設の整備の方向	15
2	農業近代化施設整備計画	15
3	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第7	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	16
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	16
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	16
3	農業を担うべき者のための支援の活動	16
4	森林の整備その他林業の振興との関連	16
第8	農業従事者の安定的な就業の促進計画	17
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	17
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	17
3	農業従事者就業促進施設	18
4	森林の整備その他林業の振興との関連	18
第9	生活環境施設の整備計画	19
1	生活環境施設の整備の目標	19
2	生活環境施設整備計画	23
3	森林の整備その他林業の振興との関連	23
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	23
第10	付 図（別添）	24
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	
4	農業近代化施設整備計画図（該当なし）	
5	農業就業者育成・確保施設整備計画図（該当なし）	
6	生活環境施設整備計画図（該当なし）	
別記	農用地利用計画	25
(1)	農用地区域	25
ア	現況農用地等に係る農用地区域	25
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	25
(2)	用途区分	25

第1 地域の振興方向

1 農業振興の方向

(1) 地域の概要

本町は、三重県の北部に位置し、西はいなべ市、南は四日市市、東は桑名市と接している。中央を員弁川が東流し、北部に向かって標高 100m前後のゆるやかな丘陵地を形成している。町域は、東西約 5 km、南北約 7.3 km、総面積 22.68 km²である。

気候は比較的温暖で、平均気温は 15℃前後で四季を感じて過ごせる温和な気候となっている。

道路網は、中央北寄りを東西に横断する国道 421 号及び南部を通過する国道 365 号を軸として、主要地方道、県道及び主要町道が放射状に伸び、それぞれの地域を結んでいる。また、町の南部には東海環状自動車道の整備が推進されており、東員インターチェンジが平成 28 年 8 月に開通した。さらに平成 29 年 3 月に新名神高速道路の四日市ジャンクションが開通し、大都市名古屋（約 30 km）との利便性も一層向上することとなった。

公共交通機関は、三岐鉄道北勢線が町の中央を通過し、バス路線は、大規模住宅団地（笹尾西、笹尾東、城山）と名古屋を結ぶ高速バスのほか、三重交通や八風バスによる路線バス、町営のコミュニティバスが運行している。

町の人口は、北部丘陵地に大規模住宅団地（西桑名ネオポリス）が開発造成された昭和 50 年ごろから名古屋市、桑名市及び四日市市のベッドタウンとして増加してきたが、近年、人口は減少に転じている。住民の就業構造についても、第 1 次産業から第 2 次、第 3 次産業へ移行し、農業就業人口は減少傾向にある。

(2) 農業振興の基本構想

本町では、今後も、農業・農村の発展と農地等土地の保全と有効利用を図るため、農業者、農業団体等関係者の創造的、積極的な取り組みの下に、効率的かつ安定的な農業経営を図っていく。これらの経営が地域における農業生産の概ねを担うような農業構造を確立するため、次の主要施策を展開していく方針である。

- ・ 営農意欲の高い担い手農家の育成・確保と経営規模拡大のための農地の集積・集約化を推進する。
- ・ 生産の再編成を目的とした地域営農集団の組織化及び経営体の企業化を推進する。
- ・ 農商工連携や 6 次産業化による農産物の加工製品の開発研究とブランド化を推進する。
- ・ 特産品として開発できるような新品種の作物の導入を推進する。
- ・ 有機栽培等、付加価値のある農産物の生産により、地産地消を推進する。
- ・ 流通システムの合理化を図る。

(3) 農業生産等の目標

本町は、平坦地の水田を主とした水稻中心の農業が行われている。ほ場整備、集落排水等の農業生産基盤の整備率は100%に近い。また、近年では転作の麦、大豆の作付けが定着し団地化とブロックローテーションによる栽培も図られており、今後も、水田を中心とした土地利用型農業の活性化を図り、安定した水田農業経営の確立を推進する。

また、農業生産の収益性向上により農業がやりがいのある産業として確立することを目指し、果樹等の新品種導入や有機栽培等の付加価値の高い農業を推進する。さらに、それらの農産物を活用し、加工・販売等を行う6次産業化や農商工連携による特産品開発等を目指していく。

農業経営基盤強化の促進における基本的構想においては、主穀中心経営を行う担い手農家20戸（うち法人3組織）を育成・確保することとしている。その他、担い手農家として、イチゴ経営1戸、花壇苗等中心経営1戸の育成・確保及び水田の利用集積の推進を目指していく。そして、これら効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア90%程度を目標とする。

(4) 農業経営等の目標

高度な技術と優れた経営感覚を有する担い手農家の育成・確保を図るため、作業委託及び利用権の設定による農地の利用集積等を目指し、これらの担い手による6次産業化や、農商工連携による農産加工など関係機関と一体となって推進していく。

また、地域での話し合い活動を実施しつつ、集落営農の組織化・法人化を目指した組織経営の効率化を図っていく。

2 農業振興地域整備計画の特色

(1) 経過と変更の理由

本町は、昭和 48 年度に農業振興地域を指定し、農業振興地域整備計画を策定した。その後、経済社会情勢の変化に対応すべく数回の重要変更を実施するとともに、毎年 of 随時変更により個別の土地需要等に対応してきている。

今回の農業振興地域整備計画の変更は、国により令和 2 年 3 月に「食料・農業・農村基本計画」、令和 2 年 12 月に「農用地等の確保等に関する基本指針」が策定され、県により令和 4 年 5 月に見直された三重県農業振興地域整備基本方針に則するとともに、町を取り巻く農業情勢や総合計画その他諸計画との整合性を図りつつ、今後 10 年を見通した総合的な見直し、計画策定を実施するものである。

今後の本町は、高齢化・少子化が進む中、また、経済社会諸活動が量的拡大から高付加価値化や構造改革等の質的变化へ転換する中で、非農業的土地需要の圧力鈍化が予想される反面、東海環状自動車道や新名神高速道路の整備に伴う非農業的土地需要の増加が予想されている。

このようなことから、計画的な土地利用の確保が重要となっており、特に、食料の安定供給はもとより自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能に寄与する農用地等を良好な状態で確保するため、農業振興地域制度の適切な運用を図ることが必要となっている。

(2) 計画の特色

この計画は、本町を取り巻く農業情勢や総合計画その他諸計画との整合性を図りつつ、今後 10 年を見通した総合的な見直し、計画策定を実施するものである。

内容としては、法改正をふまえ、10ha 以上の集団的農用地等を明確化した上で農用地として確保・保全していく土地を地形図上に明記し、町の農業の発展につながる適正な土地利用計画として策定した。また、水稻を中心とした土地利用型農業の活性化を目指し、担い手農業者への農地の流動化による農地の集約化を図るとともに、既存水利施設の補修等により生産性の維持向上を図る農業振興計画として策定した。

これらにより、農用地の効率的かつ総合的な利用促進や農業所得の向上を図り、魅力的で活力のある農業経営の発展とともに農業後継者の育成、営農意欲の向上を目指すものである。

第2 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア. 土地利用の構想

本町は中部圏の中心都市名古屋市から 30 km 圏内に位置し、近年は都市化の進展に伴う農家や農地の減少、農業従事者の高齢化、後継者の不足等、農業を取り巻く環境はさらに厳しさを増している。本町の人口は維持傾向であり住みたい街としての評価も高く、住宅地や店舗等の開発による農用地から宅地等への転換も避けられない情勢にあり、農用地に対する土地需要も依然として高いものとなっている。

そこで、認定農業者や農業法人等の担い手の育成のもと、農地の利用集積を強力に推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営を展開し、「多様な担い手の確保・育成」、「農作業の効率化」を図り、農業の持続的発展に努めていく。

その他、地域の発展に必要な都市的需要の構想については総合計画、都市計画マスタープラン等との整合を図り、計画的な土地利用を進めるとともに、構想の具体化に際しては、農業的土地利用と他の土地利用との調整に十分留意する。

以上の構想に基づく用途別利用の構想は次のとおりである。

表 農業振興地域内面積の見通し

単位：ha、(%)

	農用地	農業用 施設用地	森林原野	その他	計
現在	676.9 (52.3)	4.7 (0.4)	24.7 (1.9)	586.9 (45.4)	1,293.2 (100)
目標 (R15)	656.9 (50.8)	4.6 (0.4)	24.7 (1.9)	607.0 (46.9)	1,293.2 (100)
増減	△20.0	△0.1	—	20.1	—

(注) △：マイナス

上段：面積 下段：比率

イ. 農用地区域の設定方針

ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 676.9 haのうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び、施設の整備に係る農用地以外の農用地約 599.6 haについて農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の名称 又は計画名	位置 (集落名等)	面積 (ha)			備考
		農用地	森林 その他	計	
該当なし					

- a 10ha以上の集団的に存在する農用地
- b 国または県の補助による土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
- ・地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積することとされている農用地

ただし、cの土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。

(a) 集落内に介在する農用地

該当集落 12集落

該当農用地面積 約 60.6ha

(b) 自然的な条件等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地

川北地区 (A) 約 41.7ha

川南地区 (B) 約 23.5ha

(c) 道路沿線として開発が進みつつある次に掲げる農用地

県道桑名大安線沿線 約 8.2ha

国道 365 号 約 8.0ha

国道 421 号 約 5.9ha

イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある及び次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置	面積 (ha)	農業用施設の種類
ライスセンター 大豆等集出荷施設	北大社	1.9	加工・出荷施設
育苗施設	北大社	0.3	生産施設
その他現況農用地に 介在または隣接する 農業用施設用地	町全域	2.2	—
計		4.4	

エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア. 農用地等利用の方針

本町の農業は、水稲作を中心とした土地利用型農業を主体としている。農用地約 599.6haのうち、川北（A）地区約 414.1ha、川南（B）地区約 185.5haの両地区ともほ場整備が完了している。今後は、農地の集団化や農作業の省力化等による生産性の高い農業の振興を図り、合理的かつ効率的な土地利用体系の確立に努める。

また、生産調整政策の実施に伴った麦・大豆の作付けが定着し、団地化とブロックローテーションによる栽培が確立されつつあるものの、施設野菜及び園芸作物は極めて少ない。

畑約 27.3haについては露地野菜作付けのほか、障がい者の就労の場創出を目指した露地野菜の栽培等の取り組みを行っている。また樹園地約 1.3haは、優良果樹の導入等を促進する。

一方、都市近郊型農村の優位性を活かした施設野菜についても、経営規模の拡大等自立経営農家の育成確保を目指す。

表 農用地区域面積の現況と将来

単位：ha

		農地	採草 放牧地	混牧林地	農業用 施設用地	計	森林・ 原野等
川北地区 (A)	現況	414.1	—	—	4.1	418.2	—
	将来	414.1	—	—	4.1	418.2	—
川南地区 (B)	現況	185.5	—	—	0.2	185.7	—
	将来	185.5	—	—	0.2	185.7	—
合計	現況	599.6	—	—	4.3	603.9	—
	将来	599.6	—	—	4.3	603.9	—

(注) —:該当なし

イ. 用途区分の構想

各地区で農業生産基盤や生活環境の整備、農業用施設の近代化等を促進し、優良農地の確保及び保全に努めるものとする。

地区別用途区分の構想は、次のとおりである。

1) 川北地区 (A)

地区内の現況田約 399.6ha については、将来とも田として利用する。現況畑約 13.8ha 及び現況樹園地約 0.8ha については、それぞれ将来とも畑及び樹園地として利用する。

2) 川南地区 (B)

地区内の現況田約 171.6ha については、将来とも田として利用する。現況畑約 13.5ha 及び現況樹園地約 0.5ha については、それぞれ将来とも畑及び樹園地として利用する。

ウ. 特別な用途区分の構想

本地域では、特別な用途区分は特に設定しない。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第3 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本町の農地は、ほ場整備事業や農村総合整備モデル事業等各種補助事業の実施により、ほ場整備、集落排水、農道等の農業生産基盤の整備率が概ね100%となっている。

しかし、農業用排水施設等の老朽化が進んでおり、基幹水利施設ストックマネジメント事業により老朽化した用排水の補修が進められている。

今後は、引き続き老朽化した用排水施設の補修を進めることで、水資源の確保に努め、水利用の安定と合理化を図っていくとともに、ほ場の利用集積への取り組みによる規模拡大での効率化、生産の安定とともに、年間労働の適正配分や経営の高度化を図っていく。

さらに、高度な技術と優れた経営感覚を有する農業経営体の確保・育成を図り、農業経営体が自ら行う6次産業化や農商工連携による農産加工を推進する。

(1) 川北地区 (A)

本地区においては、緑農住区開発関連土地基盤整備事業 313.8ha 及び団体営ほ場整備事業穴太地区 57.1ha、農村総合整備モデル事業筑紫工区 6.9ha、八幡新田工区 6.9ha、あわせて 384.7ha のほ場整備が完了している。

また、本地区は河岸段丘の上に広がる土地で水利条件が悪かったことから、江戸時代には六把野井水、昭和 25 年には神田用水が整備され、現在も地域の農業用水として使用されている。

しかし、基幹的な農業水利施設の多くは整備後相当の期間が過ぎ、老朽化が進んだことで施設の長寿命化を図るための事業が実施されている。今後も農業用施設の適切な維持管理を推進するとともに、稲作中心の水田農業を維持、保全していくために、高性能な大型農業機械の導入による生産性の向上を図り、高生産性農業の確立を目指す。

(2) 川南地区 (B)

本地区においては、県営ほ場整備事業大安東部地区、南大社工区 76.2ha 及び農村総合整備モデル事業長深工区 16.6ha、あわせて 92.8ha の土地基盤整備が実施された。

今後は、利用集積による農地の集団化を推進し、高性能な大型農業機械の導入による生産性の向上を図るとともに、整備された土地改良施設の適切な更新に努めつつ、農地の保全を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

(1/2)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
農業水利施設等保全高度化事業 (神田4期)	用水施設1式	神田4期 A-1, A-2, A-3	120.4	1	R2~R7 356百万円

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
団体営水利施設等保全高度化事業（生木）	用水施設 1 式	生木 B-4	7	2	R6～R7 31 百万円
県営水利施設等保全高度化事業（東員・中上 1 期）	用水施設 1 式	東員・中上 1 期 B-5	210	3	R6～R8 93 百万円
県営水利施設等保全高度化事業（東員・中上 2 期）	用水施設 1 式	東員・中上 2 期 B-3, B-4	113	4	R6～R8 117 百万円
県営水利施設等保全高度化事業（神田 5 期）	用水施設 1 式	神田 5 期	387	-	R8～R12 310 百万円 施工箇所協議中

農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）

事業費：（ ）は全体

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

町の南部地域では、東海環状自動車道及び新名神高速道路の工事が完了し、平成 28 年 8 月に東員インターチェンジが開通した。今後の農道整備等にあたっては、広域幹線道路等の整備により交通量の増加や流通条件の向上が見込まれるため、これらとの連携に留意していく。

第4 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給はもとより、国土の保全や生物の生息空間など農地の持つ多面的機能を十分に発揮するため、その保全に努めていかなければならない。

しかし本町では、農業従事者の高齢化・後継者不足等により、農地の維持・管理が難しく、資産保有型の経営が目立ち、農地集積による生産性の高い農業の推進に支障がみられる。

今後は、地域の状況に応じた老朽化施設の再整備等による生産基盤の強化を図るとともに、担い手、地域農業集団への利用集積及び麦・大豆や地力増進作物などの転作作物の導入により荒廃農地の発生を抑制し、農地を良好な状態で維持・保全していく。

そのため、今後は意欲ある農家への農地集積を推進し、農用地の有効利用を図る。さらに、農業以外の土地利用との調和のとれた計画的な調整を図り、農用地の機能低下を防止する。特に、インターチェンジ周辺では開発圧力が高まる一方で、農振農用地指定された優良農地が多い。現行の優良農地を生かした効率的な農業の営みを維持するため、農地が分散分布しないよう、計画的に既存の農地と都市的な土地利用との調整を図りつつ、農地の適切な保全に努める。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積(ha)		
県営防災重点農業用ため池緊急整備事業(東員)	堤体工1式	東員 A-8	18ha	1	R6~10 978百万円
団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業(山神川長深井堰)	長寿命化対策用水施設1式	山神川 長深井堰 B-5	210ha	2	R7~R8 55百万円
県営防災重点農業用ため池緊急整備事業(東員2期)	堤体工1式	東員2期 A-8	12ha	3	R9~R13 400百万円
多面的機能支払交付金	筑紫他8自治会 神田土地改良区	神田・稲部 A-1, A-2, A-3, A-4, A-5, A-6, A-7, A-8, A-9, A-10	協定面積 田:324.3ha 畑:7.6ha	4	ECO 農肩 R4~R8
	南大社他2自治会 員弁川用水第二土 地改良区、三和小 学校PTA、三重 北農業協同組合	三和 B-1, B-2, B-3, B-4, B-5	協定面積 田:143.6ha 畑:0.6ha	5	三和集落資源 エコ隊 R4~R8

農用地等保全整備計画図(付図3号)

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄や管理不十分による農用地の機能低下を防止するため、地域の農業委員及び農地最適化推進委員との連携により、当該農用地の利用状況の把握に努めるとともに、認定農業者等の担い手への利用集積を推進することにより、農地としての有効利用を図る。また、喜び農業推進事業として商品開発の推進や障がい者雇用の創出を目的とした農福連携事業など荒廃農地の活用を行っている。そのほか、転作田のコスモス畑としての活用により農地の保全及び良好な景観の形成に努めている。

しかし、農業従事者の高齢化の進行や後継者不足等に伴い、今後、農用地の効率的かつ安定的な利用が必要となっている。そのため、今後も荒廃農地の再生利用を積極的に支援するとともに、農業委員会や農協、東員町地域農業再生協議会等の関係機関と一体となって農用地等利用促進計画などの普及を行い、認定農業者等への利用集積を促進し、効率的な農用地の利用を進める。

また、令和4年度より神田・稲部地区と三和地区において、多面的機能支払交付金制度により自治会、農家組合及び土地改良区が一体となって農道や用排水路等の施設の維持管理、生態系保全活動に取り組んでいる。今後もこれらの取り組みにより、地域一体となって農用地等の保全に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町の農業経営は、その立地条件と恵まれた気候を活かして、水稲作を中心に発展し、将来においても、この経営形態は変わらないものと予想される。

そのため、今後も水稲を基幹作目とし、担い手農業者等により組織化されている農業団体への支援を図るほか、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の支援を行い、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の育成を推進し、地域農業の発展を目指す。さらに、生産組織については、農地所有適格法人への経営発展母体として、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、これらの経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人化を図る。

なお、地域農業の中心となる経営体の目標として、他産業従事者並みの所得に相当する年間農業所得 400 万円程度（1 農家（主たる従事者 1 人あたり））、年間労働時間 1,800 時間程度（主たる従事者 1 人あたり）を水準に設定し、農業構造の確立を図ることとする。

営農類型		経営規模	作目構成	育成目標
個人経営体	主穀中心経営 A	22ha	水稲 10ha、麦 5ha、大豆 2ha、作業受託 5ha	20 戸
	主穀中心経営 B	19ha	水稲 10ha、麦 5ha、作業受託 3ha、露地野菜 1ha	7 戸
	施設イチゴ イチジク中心経営	0.6ha	イチゴ 0.3ha、イチジク 0.3ha	1 戸
	花壇苗等中心経営	0.3ha	パンジー等 0.3ha	1 戸
団体経営体	主穀中心経営 A	44ha	水稲 25ha、麦 12ha、大豆 2ha、作業受託 5ha	3 組織

(新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営)

営農類型		経営規模	作目構成	育成目標
個人経営体	主穀中心経営 A	22.5ha	水稲 6.5ha、麦 8ha、大豆 8ha	-
	施設イチゴ 中心経営	0.15ha	イチゴ 0.15ha	-

(注) 資料：東員町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（R5.9）
個人経営体は個別経営、団体経営体は組織経営体とする。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農地の有効利用は、地域内の共通の問題点であり、地域及び集落ぐるみで取り組む必要がある。このため、農家組合や地域営農集団等の組織活動を強め、農地の権利移動を積極的に推進し、計画的、集団的な農地利用を推進する。

また、企業的感觉を持った農業経営体の育成を図り、担い手農業者の経営規模拡大及び経営の安定を図るよう誘導するものとする。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業経営基盤強化の促進に関する諸対策とともに、認定農業者等担い手の確保・育成と農地の利用集積を進め、水稻を中心に麦、大豆等の土地利用型作物を組み合わせた効率的で生産性の高い水田農業経営の体質強化を図る。また、地域計画等を活用し、地域の担い手の明確化や農地の流動化等により、農地の有効利用や生産性の向上を推進する。

(1) 認定農業者等の育成対策

農業者の高齢化とともに後継者不足が進んでおり、農業従事者の減少による荒廃農地の増加も懸念されている。そのため、今後、経営の合理化と農地の有効利用を計画的に推進するため、集落の合意形成を図りつつ、担い手を軸に意欲ある農家で構成される農業生産組織の育成と、地域農業集団の育成を図っていく。さらに、地域農業集団は、体制強化やその経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を推進する。

(2) 農地中間管理事業、農地移動適正化あっせん事業等農用地の流動化対策

東員町地域農業再生協議会や農協等の推進体制を確立し、農地の売買、貸借、遊休農地等の情報を集め、地区農業の担い手に農地の流動化を図ることにより、担い手の規模拡大と経営の確立を推進していく。

また、農地の利用集積を進めるにあたっては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業や特例事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農地の利用の実態に配慮して円滑な農地の面的集積を推進するとともに、ほ場の大型化による高能率な生産基盤条件を活かすため、農用地等利用促進計画を実施する。

(3) 農作業の受委託の促進対策

担い手による農作業の受委託を積極的に推進し、農業機械の共同利用による過剰投資を抑えたコスト低減や労働力の軽減を目指した農業経営の合理化を図る。

また、農業委員会や農協などの農業団体を通じ、兼業農家や高齢農家から、担い手農業者への農作業の委託を促進し、生産性の維持向上と農地の有効利用を推進する。

(4) 地域計画の策定

農業従事者の高齢化・後継者不在が進み、担い手不足や労働力不足が深刻化する中で、本町農業を持続的に発展させていくためには、生産の拡大及び合理化を進め、農用地の有効利用を推進していかなければならない。

そのため、地域の農業者及び農地利用の現状を把握し、将来の農地利用の在り方を地域ごとに話し合い、地域計画を策定する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

認定農業者等の地域の担い手に農地を利用集積し、生産方式や経営管理の合理化を図るとともに、6次産業化などの経営の多角化や複合化を目指したロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用するスマート農業の導入や、高性能な機械や施設の導入など、営農施設の近代化を図る必要がある。

このため、農地の集積・集約化や農業生産基盤整備の推進に併せて、営農施設の近代化を進め、生産性の向上と高品質化、省力化を図りながら効率的かつ安定的な農業経営を推進する。

(1) 水稲

人口減少等に伴う国内需要の減少、諸外国との経済連携協定等に伴うグローバル化の進展、頻発する自然災害など、農業を取り巻く情勢が厳しさを増やす中において、「安心・安全」で高品質な米の産地として、主力品種のコシヒカリだけでなく、需要拡大が堅調な業務用米や加工用米など、消費者や実需者から求められる「需要に応じた多様な米生産」を推進し、農業所得の安定化を図る。

(2) 施設園芸

本町ではイチゴ栽培が行われており、今後も品質の改善、地域の実情に応じた産地の育成及び生産性の向上を推進するため、近代化施設の整備に努める。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		地区	面積 (ha)	戸数 (戸)			
該当なし							

農業近代化施設整備計画図（該当なし）

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

将来の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者または農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進に関する事業、その他の措置を総合的に実施する。

今後、支援・育成により生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応できる高い技術を有した担い手に対して、施設の導入・整備することを検討する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
該当なし					

農業就業者育成・確保施設整備計画図（該当なし）

3 農業を担うべき者のための支援の活動

効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能を充実させ、研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

栽培管理技術等については、農業改良普及センター、農協との連携を図りながら、農業者へ提供をしていく。労働時間については、他産業並みの労働時間を実現するため、経営規模に応じた機械化省力技術の導入、作期分散、雇用の活用等により、計画的な労働時間の平準化と短縮化を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本町は、都市近郊地域のため農業以外の就業の場に恵まれており、農家の中心的な働き手の他産業への就業が続いていることから副業的農家が増加した。また、農業用機械や設備の充実が図られたことにより、農業従事日数が減少したことも他産業への就業機会を増やす要因となり、農業以外からの収入が多くを占めるようになったことから、今後もこの安定的な就業を維持するよう努める。

表 農業従事者の他産業への就業目標

単位：経営体

		令和2年 (現在)	令和16年 (見通し)	
第2種兼業農家		227	152	
世帯主兼業主	世帯主農業主	9	13	
	恒常的勤務	出稼ぎ・日雇・臨時雇	179	114
		出稼ぎ・日雇・臨時雇	23	15
		自営兼業	16	10
計		218	139	

(注) 1. 2020年農林業センサス及び過去の農林業センサスにより推計した。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 農業従事者の就業意向等を把握するための対策

農業委員会における就業相談活動を通じて、農業者の意向を的確に把握するとともに、必要に応じて公共職業安定所を活用し、職業相談、公共職業訓練等の紹介を行い、農外就労の安定化を図る。

(2) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保

他産業への就業環境の改善とともに重要な柱となるのが、農業など地域資源を利活用した事業機会、就業機会の創出である。

市民農園等のレクリエーション農園及び特産品直売所を活用し、農業者の生産意欲を高めるとともに就業機会の拡充を図る。さらに、農商工連携や6次産業化の取り組みにより、地域農業の活性化と雇用の創出を図っていく。

また、地産地消を推進し、地域の資源や環境に改めて着目し、地域における人、もの、情報等の交流を図り、地域の活性化を促進する。

(3) 就業先となるべき施設

本町周辺の道路整備や施設整備等により、利便性が向上し、農業従事者の多くは町内及び近接する市町で安定的な就業が確保されている。今後も、関係機関や企業等との連携により、安定的な就業機会の確保を図るため、地元採用を推進し、農業従事者の就業機会を促進する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第9 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本町の生活環境施設は、農村総合整備モデル事業をはじめとした各種の補助事業により、その整備を進めてきた。また、北部大規模住宅団地等が整備されたことにより、従来の純農村から田園都市へと変ぼうし、住民相互間の信頼、協調を深めるための対策が進められている。

(1) 安全性

ア. 防災

近年地震による被害が多発している中、本町も東海地震を想定した地震対策強化地域の周辺に位置しており、地震災害による家屋の倒壊など一時災害もさることながら、火災などの二次災害が心配され、その被害は広範囲に及ぶものと考えられる。

今後は、より安全で災害に強いまちづくりを目指し、防災資機材の整備・充実を図るとともに、広報やハザードマップ等を活用し、住民の防災意識の高揚や各地域での防災体制の充実を図り、安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりに努める。

イ. 防火

本町の消防体制は常備消防（東員消防署）と消防団（本部、4分団、女性消防団）及び自主防災組織で構成され、住民の生命財産を守るため消防活動を行っているが、都市化の進展により、消防団員の確保が困難となっている。

今後は、常備消防など消防体制の強化を図り、消防施設の整備・拡充を推進するとともに、関係機関の協力のもと、住民の防火意識の高揚を図るなど、火災の予防対策を充実し、安全で災害に強いまちづくりに努める。

(2) 保健性

ア. ごみ・排水処理

本町のごみ処理は、可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装ごみ、粗大ごみ、資源ごみと分別処理され、資源ごみとして空きびん3種類、空き缶2種類、ペットボトル及び、雑紙、古紙類、古布類、廃食油を分別収集し、ごみの発生抑制、資源循環の推進を図っている。

また、NPO法人による衣装ケースを利用した生ごみの堆肥化、各自治会主体で古紙類などの資源ごみ回収を実施するなど、住民自らがごみ減量化への取り組みを実施しており、ごみ減量対策として一定の成果を上げている。

今後も、清潔で快適な生活環境づくりのため、住民の意識高揚とごみ施策への更なる参画を求め、資源循環化社会を目指し、住民の意識高揚と分別収集体制の整備を引き続き行う。

し尿処理については、すべての処理が海洋投棄処理から陸上処理へ移行され適正に処理

されるようになった。

下水道は、北勢沿岸流域下水道に接続する流域関連公共下水道事業により整備され、令和3年度末時点では、全体計画区域約975.1haのうち、事業計画区域約930.4haについて、下水道事業を実施した。今後も公共用水域の水質保全を図るため、下水道計画区域の見直しを行い、事業を推進していく。また、公共下水道事業計画区域外となる地域については、合併浄化槽による整備の促進を図る。

イ. 給水

本町の上水道は、現在、十分な供給量が確保されているが、水はあくことのできない大切な資源であり、合理的な水利用や水源の保全について、さらに啓発していく必要がある。

農業用水は、県営かんがい排水事業等の施設整備を行った地区以外の地区は2級河川を中心とした河川頭首工に依存しており、近年、揚水機場やパイプライン、井戸等の整備が実施されている。

今後は、安全で良質な水道水や農業用水の安定供給を図るための施設整備や老朽化施設の補修や耐震対策を推進するとともに、節水や環境エネルギーの活用など環境意識の高揚等の取り組みを計画的、効率的に実施する。

ウ. 保健・医療

本町の医療機関は、病院2カ所、一般診療所16カ所、歯科9カ所（東員町データ集令和4年6月現在）があり、地域医療は充実している。救急医療については、夜間休日応急診療・病院群による輪番制が整備され、迅速かつ適切な医療が提供できるよう医療機関との連携強化を図っている。

保健衛生については、昭和54年に保健福祉センターを設置し、健康管理に関する正確な情報の提供、健康診査、相談事業等を実施している。また、社会福祉協議会をはじめとして支援機関が、地域の障がい者や高齢者等に対する幅広いサービス事業を行っている。

今後は、住民の健康増進、疾病予防等に関するサポートの充実を図るとともに保健・医療・福祉が連携し、住民の健康づくりに向けた総合的な支援策を推進する。

(3) 利便性

ア. 道路

本町の道路網は、町のほぼ中央北寄りを東西に横断する国道421号、南部を通過する国道365号を軸に、主要地方道菰野東員線、主要地方道桑名大安線、一般県道四日市東員線、同多度東員線、同桑名東員線などで構成されている。しかし、これらは順次整備が進められているものの、その多くは幅員が狭く、朝夕の交通混雑を引き起こしている。

今後は、町南部における東海環状自動車道と東員インターチェンジの整備と合わせ、国道421号、365号及び東海環状自動車道と連携のとれた道路網の整備と生活に密着した生活道路、災害に強い道路整備を推進していく。さらに、道路整備にあたっては、安全性や災害時への対応、バリアフリー化、環境・景観に配慮した、安全で快適な道づくりを進め

ていく。特に、災害の発生へ備えて、被災者が一定期間滞在する指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路（道路）を整備し、地域住民に周知する。

イ. 公共交通

公共交通機関としては、町の中央を三岐鉄道北勢線が東西に走り、穴太駅、東員駅の2駅が設置されている。また、町の南西端を三岐鉄道三岐線が通過し、四日市市との境に北勢中央公園口駅が設置されている。

バス路線は、笹尾・城山地区（住宅団地）と名古屋駅を結ぶ高速バス、三重交通や八風バスによる路線バスのほか、町内を移動する際の交通手段として町営コミュニティバスを運行している。

今後は、住民ニーズに対応した利便性の高い公共交通サービスを提供できるよう、公共交通の総合連携を図っていく。

(4) 快適性

ア. 公園

近年、自然との共生意識が高まり、町民の高齢化も進行する中、余暇活動や健康づくりのための活動へのニーズは高まっている。こうした中、町内には、快適で緑豊かなまちづくりのシンボルとなる環境形成の拠点として、また住民が集い、賑わい、参加交流する場として、中部公園のほか溜池を活用した溜池公園、町出身の歌舞伎役者の功績を記念して整備された歌舞伎公園などの公園が整備されている。

今後も自然とのふれあい、世代間交流を目指したイベントの開催など、魅力ある定住環境の形成を図っていく。また、維持管理については、行政直営方式から利用者、住民との協働による方式へ転換を図っていく。

イ. 緑地

緑の確保は、地球温暖化防止に重要な役割を担うとともに、子どもたちの豊かな心を育てる教育環境や住民の快適で潤いのある生活環境を形成するうえで欠かせないものであり、緑は将来に残すべき我々共有の財産である。

今後は、残された丘陵地に広がる緑地の確保、屋敷林や雑木林の保全、公共施設の緑化の推進を図るとともに、住民の緑化に対する意識の向上を一層進めていく。

ウ. 高齢者福祉

本町における高齢化率は、県平均より下回っているが、高齢者数は年々増加傾向にあり、今後急速な高齢化の進展が予測される。また、一人暮らしの高齢者や家族の介護能力の低下等も進んでおり、保険・医療・福祉サービスに対する需要は一層高まると考えられる。

今後は、だれもが安心して自分らしく暮らすことができるように、保険・福祉・医療サービスの質の向上とそれぞれの連携を強化し、総合的な福祉サービスの推進体制の強化を図る。現在、本町では、歩行者と車両の接触事故を防ぐため、グリーンベルト通学路を中

心とした、道路の整備を進めており、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、住環境の整備に取り組んでいく。

エ. 児童福祉

本町では、小学区ごとに6つの幼保一体化施設において、就学前の子どもに適切な教育・保育を提供している。多様化されたニーズに対応するため、東員保育園において土曜保育を行い、待機児童ゼロを基本に取り組んでいる。さらに、全ての小学校区に放課後児童クラブを整備し、中学校3年生までの医療費の無料化など様々な子育て支援策に取り組んでいる。しかし、その施策は、まだ十分でなく地域の子育て支援や幅広いニーズに対応していく必要がある。

今後も、より一層の保育内容、教育内容の充実に努めるとともに、地域に開かれた保育園・幼稚園にする必要がある。

オ. 障がい者福祉

本町では、住民の高齢化の進行や生活様式の変化等とともに、障がいのある人を取り巻く生活環境は変化しつつあり、保健・福祉・教育など関係機関が連携して、一人ひとりの個性が尊重され、地域でともに生きることのできるまちづくりに取り組むことが必要となっている。

今後は、障がいのある人の自立と社会参加を図るほか、障がい福祉等の機能が十分発揮できる中核的施設の整備、ニーズに応じた適切な「居住の場」を確保できるよう支援するとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していく。

(5) 文化性

ア. 生涯学習

子どもから高齢者まで、生涯にわたって自らを高め豊かな人生を送れるよう、関係機関と連携を図りながら主体的に学ぶ生涯学習の充実に努めている。生涯学習の分野は福祉、健康、環境などの地域づくりに関わっており、これからのまちづくりを支える人材の養成と活動を展開するための総合学習の場として推進していくことが求められる。

今後は、社会教育関連施設の維持管理に努めるとともに、町民の学習ニーズを把握しながら、総合的な学習環境づくりを進めていく必要がある。

イ. スポーツ活動

健康や生きがいづくり、地域・家族間のコミュニケーションを深める方策として、生涯スポーツが重要視されている。本町では、スポーツ活動の拠点として、野球場やテニスコート、体育館、多目的グラウンド、陸上競技場などの体育施設の整備を進めてきたが、既存施設の老朽化が目立ってきている。

今後はスポーツを通じたグループ活動やコミュニティ活動の活性化などの支援策の充実に努めるとともに既存施設の安全性や利便性を考慮し、計画的な修繕及び改修、適正な規

模への集約により施設の維持管理に努め、だれもが気軽に参加できる生涯スポーツの振興を図っていく。

ウ. 文化財保護

本町は古くから人が定住した地域の一つであり、有形文化財2件、無形民俗文化財2件、天然記念物3件を指定し、地域文化の伝承、地域の活性化につながる交流資源としての活用に努めている。今後は、さらに文化遺産の調査・保護に努めるとともに、住民との協働により、特色ある本町らしい文化の創造に向けた新しい取り組みを推進し、郷土への理解と愛着を深めるよう努めていく。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
該当なし				

生活環境施設整備計画図（該当なし）

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第10 付 図（別添）

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（該当なし）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（該当なし）
- 7 1/6,000 土地利用計画図（付図7号）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア. 現況農用地等に係る農用地区域

別添付図1号及び7号農用地利用計画図に示す区域のうち、黄色及び橙色で着色した区域を農用地区域とする。

イ. 現況森林、原野等に係る農用地区域

該当なし

(2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域番号	用途区分
A-1	農地 : 付図1号及び7号に示す区域のうち、黄色で着色した区域（除外する土地を除く）の土地
A-2	
A-3	
A-4	
A-5	
A-6	
A-7	
A-8	
A-9	
A-10	
B-1	農業用施設用地 : 付図1号及び7号に示す区域のうち、橙色で着色した区域（除外する土地を除く）の土地
B-2	
B-3	
B-4	
B-5	